

松戸市高齢者等見守り活動に関する協定書（案）

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と松戸市（以下「乙」という。）とは、高齢者、障害者及び子ども（以下「高齢者等」という。）に対する見守り活動の実施に関し、松戸市高齢者等見守り活動実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが協力し、高齢者等に対する見守り活動を実施することにより、高齢者等が安全で安心して暮らすことのできるまちをつくることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 甲は、日常業務において、高齢者等に対する見守り活動並びに、子どもを犯罪被害から守る活動を実施し、防犯に関する情報を共有するとともに、郵便物、新聞等の管理状況、雨戸の開閉状況、室内電灯の夜間使用状況、徘徊の疑い、非行、怒号、激しい泣き声その他これらに類似する日常の生活において明らかに不自然な状況（以下「異変」という。）を生じた高齢者等を覚知した場合には、速やかに乙に通報するものとする。

2 見守り活動は、甲の日常業務に支障のない範囲で行われるものとし、乙への通報に係る費用は、甲の負担とする。

3 甲は、異変により高齢者等の生命、身体等に危険が切迫していると思慮する場合又は深夜等で通報から対応までに時間を要し、その間に高齢者等の生命、身体等に危険が切迫するおそれがあると思慮する場合は、乙への通報に先立ち、所轄の消防署又は警察署に通報するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、甲は、乙への通報により、所轄の消防署又は警察署及び警備会社への通報等、従前の連絡体制における通報に代えるものではない。

5 乙は、甲から第1項の通報を受けたときは、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(公表)

第3条 乙は、甲の名称等を市のホームページ等により公表するものとする。

ただし、甲が公表を希望しない場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第4条 甲の従事者は、見守り活動の実施において知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 乙は、甲から第2条第1項の規定による通報を受けた場合において、甲の了承を得ることなく甲を特定することができる事項を第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

(報告)

第5条 甲は、通報・相談連絡等を実施したときには、その都度実施状況を松戸市高齢者等見守り活動実施報告書(様式第1号)により乙に報告するものとする。

2 甲は、見守り活動の開始時及び毎年4月に松戸市高齢者等見守り活動実施機関等報告書(様式第2号)により、実施機関等について乙に報告するものとし、実施機関等に変更があった場合も、また、同様とする。

3 甲及び乙は、この協定に関する内容について年1回報告会を行い、情報共有を図るものとする。

(免責)

第6条 甲は、第2条第1項の規定による通報の実施の有無にかかわらず、乙に対し、一切の責を負わないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から協定の更新について特段の申出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定書の破棄)

第8条 甲は、乙に対する申入れにより、この協定書を破棄することができる。

2 乙は、甲が見守り活動に協力するに当たり、実施要綱若しくはこの協定書に違反したとき、又は不適切な事由があると認めたときは、甲に対する申入れにより、この協定を破棄することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 千葉県松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 本郷谷 健次